

1年以上居所不明の小・中学生の数について

圓入 智仁

The number of Elementary and Junior High School Students
whose whereabouts have been unknown before the previous year

Tomohito Ennyu

1. はじめに

本稿では、学校基本調査の結果に基づき、そこで明示され、当然のこととして学校、教育委員会、そして文部科学省が把握しているながらも、これまでほとんど議論されてこなかった、1年以上の居所が不明な子どものデータを検討する。なお、本稿で「子ども」とは、小学生と中学生を指すこととした。本稿で扱う、1年以上居所不明な子どもに関する情報が、小学校と中学校に限られるからである。

義務教育年齢であるのにもかかわらず学校に来ない子どもについては、学校嫌い、登校しぶりや登校拒否、不登校などとして、これまで数多くの先行研究において議論の対象となってきた。これらは、学校が把握している住所や居所に、子どもが存在していることを前提とするものであった。しかし本稿では、学校が居所を把握できない子どもを扱う。このような子どもに関心を持った研究は、管見の限り存在しない。

2010年になって、戸籍上存在するが生存していないであろう高齢者の問題がクローズアップされた。その後、毎日新聞が行方不明になっている子どもに関する報道を始めた。それは児童虐待として児童相談所が関わりを始めたが、いつの間にか子どもや家族が転居してしまい、行方を把握することができなくなった子どもと、乳幼児検診に来ず、行方がわからなくなったりについてであった¹⁾。2010年7月に大阪で発生した、2人の子どもが母親から十分な養育を受けることなく餓死してしまった虐待死事件も、役所に届を出すことなく転居してしまったために、公に居場所が把握できない事例であった²⁾。

学校に通っていない子どもの存在は、映画「誰も知らない」でも取り上げられた1988年の「西巣鴨子ども置き去り事件」によって、世間が知るところとなった。この事件の子どものように、子どもの出生届が届けられておらず、公的に子どもが存在していない場合には、就学する旨の通知が教育委員会から届かない。ただし、住民基本台帳に記載されていない子どもについても、学校は学齢簿を編成して記載し、速やかに保護者に入学期日と学校の指定を通知して学校に在学させ、指導要録を作成することになる³⁾。そのため、出生届が出されていないために公的に存在を確認していない子どもについても、その存在を把握した学校は、子どもを受け入れることになる。

1年以上居所不明の子どもとは、例えば、経済的理由から自宅を退去し、車の中で親と共に生活している子ども、山中で親とテント生活をしている子ども、あるいは、行く当てもなく親と街中をさまよっている子どもなどが当てはまるだろう。このように、親子で居所を定めずに生活している場合、多くは借金に追われたり、家賃を払えず家を追い出されることが原因になっていると想像される。誰にも告げることなく、それまでの生活の場を離れるのである。もちろん、その際、学校の教員にも告げることはないだろう。借金や家賃を回収しようとする者に、情報が伝わることを恐れているからである。

保護者が転居先に住民票を動かさなくても、転校先の学校で手続きをするならば、受け入れた学校は以前の在籍校には連絡を取り、子どもに関する情報の授受を行う。この時点で、以前

の在籍校は、居所不明だった子どもの存在を確認することができる。そうすれば統計上、その子どもは「1年以上の居所不明」ではなくなるのである。

2. 学校基本調査と1年以上居所不明者について

文部科学省によると、学校基本調査は1948年に始まった調査であり、「学校に関する基本的事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得ること」を目的としている⁴⁾。学校教育法で規定されている学校や市町村教育委員会の全てを調査の対象として、学校数、在学者数、教職員数、学校施設、学校経費、卒業後の進路状況などについて、5月1日現在の調査を行っている。調査項目によっては、前年度1年間の数字を扱うこともある。なお、本研究で扱う、1年以上居所が不明な子どもの人数は、毎年5月1日現在のものである。

また、学校基本調査における「不就学学齢児童生徒調査票」の「記入上の注意」には、「1年以上居所不明者数」について、5月1日までの「1年以上居所不明のため、学齢簿編成上、就学義務の免除又は猶予を受けているものと同様に、別に簿冊を編成されている者の数を記入する」とある。さらに、この不就学学齢児童生徒調査票全体について、「外国人は、対象から除外する」とこと、「小・中学校等に在学する外国人を除く『学齢児童生徒』に、この調査票で報告される『就学免除者』、『就学猶予者』、『1年以上居所不明者』を加えた数が、原則として6歳から14歳の人口に等しくなる。」との注意書きがある。ここから、外国からの出稼ぎ労働者の子どもで、学校が把握せずに帰国した場合は含まないことがわかる。また、日本人でも学校に連絡せず、外国にある現地の学校に転校した場合は、居所不明者となる可能性があることも指摘できる。

3. 長期欠席について

本稿で扱うものは、1年以上にわたって居所が不明な子どもに関する調査であるため、1年未満の居所が不明な場合は含めない。その場合は学校基本調査において、長期欠席の扱いとなる⁵⁾。平成22年度の学校基本調査を例に取ると、「平成22年3月31日現在の在学者のうち、『児童・生徒指導要録』の『欠席日数』欄の日数により、前年度間（平成21年4月1日から平成22年3月31日までの1年間）に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒」という定義がある。

この長期欠席は理由別に「病気」、「経済的理由」、「不登校」、「その他」に分け、それぞれ該当する子どもの数字を報告している。1年内の「連絡先が不明なまま長期欠席している者」は、上記区分のうち「その他」に含まれる。この「その他」にはさらに、「保護者の教育に関する考え方、無理解・無関心、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している者」、「外国での長期滞在、国内・外への旅行などのため、長期欠席している者」、「欠席理由が2つ以上あり（例えば「病気」と「不登校」など）、主たる理由を特定できない者」を含んでいる。そのため、1年内の「連絡先が不明なまま長期欠席している者」の人数だけを特定することはできない。

4. 全国統計

まず最初に、1年以上、居所が不明な子どもについての、全国的な数字を示しておきたい。この項で扱う情報は、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載されているものに基づいている⁶⁾。なお、本稿を執筆している2010年11月29日の時点で、調査の確定値として平成15年から平成21年の情報が掲載されている。

平成21年5月1日の時点で、それまでの1年間に以上にわたって、居場所を確認できなかった子どもは、男児184名、女児160名、合計344名であった。6歳の数字がいずれも空白になって

1年以上居所不明の小・中学生の数について

表1 学校基本調査（全国）：1年以上居所不明の子どもの人数 (人)

	男児										女児								
	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳		6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳
平成21年	23	29	21	24	23	22	15	16	173	平成21年	23	23	26	22	23	8	10	25	160
平成20年	22	21	35	31	23	17	16	20	185	平成20年	25	30	21	19	22	10	15	28	170
平成19年	26	38	32	26	22	17	19	20	200	平成19年	28	19	32	37	26	15	19	19	195
平成18年	29	38	27	24	31	23	18	21	211	平成18年	22	28	24	38	23	21	17	25	198
平成17年	47	28	16	23	15	18	18	10	175	平成17年	39	30	33	25	25	22	21	14	209
平成16年	39	24	19	22	23	25	9	15	176	平成16年	33	39	11	27	21	17	17	16	181
平成15年	34	19	19	16	19	11	11	16	145	平成15年	32	16	11	22	19	8	16	15	139

表2 学校基本調査（全国）：1年以上居所不明の子どもの人数の都道府県別内訳 (人)

	平成21年	平成20年	平成19年	平成18年	平成17年	平成16年	平成15年
全 国	333	355	395	409	384	357	284
北 海 道	9	4	5	3	3	4	5
青 森		1	3	11	12	13	18
岩 手	2	2	3	3	4	2	1
宮 城		1			2	2	3
秋 田					1		
山 形	4	7	6				
福 島							1
茨 城	6	3	6	6	9	13	14
栃 木	5	9	5	7	5	3	1
群 馬	7	7	10	13	10	6	6
埼 玉	21	24	29	16	18	19	20
千 葉	4	14	5	6	2	5	1
東 京	33	32	27	34	25	21	28
神 奈 川	31	47	47	94	80	69	33
新潟	1	1	2		3		2
富 山	1	4		2	2	4	2
石 川		1	1			2	1
福 井							
山 梨						1	
長 野	1				1	1	
岐 阜	6	7	9	12	4	11	15
静 岡				1	2	1	1
愛 知	50	48	61	40	34	36	22
三 重	12	7	1			3	1
滋 賀	4	4	2	4	3	2	
京 都	6	11	7	9	13	11	11
大 阪	55	42	39	46	83	69	45
兵 庫	5	5	9	8	4	3	6
奈 良	26	24	23	43	10	10	8
和 歌 山	2	1	1				1
鳥 取	7	4	4	6	4	4	2
島 根			1		1	2	3
岡 山	2	7	3		2	1	1
広 島	1						
山 口	1	2	4	4	2	4	4
徳 島					2		
香 川	3	4	3		3	3	3
愛 媛	2	2	1	1		4	4
高 知	2	2	2	2	2	1	1
福 岡	9	14	14	9	12	5	1
佐 賀		2	2	1	3	5	1
長崎			1				3
熊 本	5	1	1	2	1	1	1
大 分	2	2	3			2	6
宮 崎			1				1
鹿 児 島							
沖縄	8	9	54	26	22	14	7

1年以上居所不明の小・中学生の数について

いるのは、小学1年生の5月1日の時点で1年以上居所不明という子どもがあり得ないからである⁷⁾。文部科学省のホームページで確認できた統計は平成15年以降のものである。この間、男児と女児の合計は平成15年の284人から平成18年の409人に増えている。足下の数字では減少傾向にあるが、それでも350名前後である。

表1の数字は、ある年の学校基本調査で示された統計を、それぞれ平成15年から21年分まで、単純に並べたものである。その欠点として、前年に行方不明であった子どもが、翌年も引き続き行方不明であるのか、それとも発見されたのかを知ることができないことがある。人数を報告する学校や教育委員会としては、具体的な子どものことを考えながら計上しているはずであり、「今年の5月1日になってもまだ見つかっていない」ということを意識できるであろう。しかしこの表1から、それは読みとれない。

次に、都道府県別の統計（表2）を見てみよう。

福井県や鹿児島県のように期間中、該当する子どもがいない県もあれば、埼玉県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府のように毎年二桁の子どもが報告されている都府県があることや、沖縄県のように年によって極端な違いがあることが確認できる。この表2からは、1年間以上、居場所が分からなくなったり子どもの一定数が、毎年発見されていることも、読みとれる。

5. 都道府県ごとの統計

次に、より具体的な数字を把握するために、都道府県ごとの統計を見ることにしたい。

まず、データの収集方法であるが、各都道府

県の学校基本調査を、過去に遡って所蔵している図書館が見当たらなかった。そのため、各都道府県のホームページで閲覧可能な、学校基本調査の結果を収集した。情報を収集したのは、2010年7月から8月にかけてであり、平成21年までの学校基本調査の確定値に着目した。

おおむね、各都道府県は14歳までの年齢ごと、かつ男女別に調査結果を公表しているが、中には11歳以下と12歳以上という大きな枠組みで公表しているところもあった。市区町村別の統計を公表しているところもあり、そのあり方は都道府県によってかなりの違いが見られた。

1) 年齢別男女別の統計

各年齢別と男女別に数字を公表している都道府県の中から、いくつかを抽出して具体的な数字を検討したい。

(1) 岩手県（表3）

岩手県の事例を見ると、平成19年に1名の7歳女児が1年以上、居所不明者となっていることが確認できる。翌年には8歳女児が、翌々年には9歳女児が、1人ずつ、報告されている。この事実の解釈は、複数あるだろう。

第一に、平成19年、平成20年、平成21年の居所不明の女児は、いずれも異なる女児であるという可能性である。すなわち、平成19年5月1日に1年以上居所不明として報告された女児が平成20年5月1日までに発見され、同日までに新たに8歳の女児が1年以上の居所不明となって報告されて平成21年5月1日までに発見され、同日までにまた新たに9歳の女児が1年以上の居所不明となって報告されたという解釈で

表3 学校基本調査（岩手）：1年以上居所不明の子どもの人数

(人)

	男児										女児										
	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	合計	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	合計	
平成21年										1	1									2	
平成20年											1	1									2
平成19年											1	1			1						3
平成18年											1			1						1	3
平成17年		1								1	平成17年			1	1					1	3

1年以上居所不明の小・中学生の数について

表4 学校基本調査（長野）：1年以上居所不明の子どもの人数

(人)

	男児										女児									
	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	合計	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	合計
平成21年								1		1	平成21年									
平成20年											平成20年									
平成19年											平成19年									
平成18年											平成18年									
平成17年		1								1	平成17年									
平成16年											平成16年							1		1
平成15年											平成15年									
平成14年											平成14年									
平成13年											平成13年									
平成12年		1								1	平成12年		1							1
平成11年											平成11年									
平成10年					1					1	平成10年									
平成9年											平成9年							1		1
平成8年											平成8年				1	2				3
平成7年	1	1								2	平成7年									
平成6年	1									1	平成6年									
平成5年		1	1							2	平成5年									
平成4年	1		1							2	平成4年									
平成3年											平成3年									
平成2年											平成2年									
平成元年											平成元年									

ある。ここで「発見」としているのは、子どもの生存を確認している場合と、死亡を確認している場合の、両方がありえることも指摘しておかねばならないだろう。

第二に、平成19年に居所不明として報告された女児が、平成21年まで見つからず、ずっと不明として報告され続けているという可能性である。

第三に、平成19年に報告された7歳女児と平成20年に報告された8歳女児が同じ人物で、平成21年の9歳女児が別の人物であるという可能性である。平成20年の8歳女児と平成21年の9歳女児が同じ人物で、平成19年の7歳女児が別の人物である可能性もある。

(2) 長野県（表4）

長野県の事例を見ると、ある年の5月1日までに1年以上居所不明だと報告された子どもの多くが、翌年5月1日までに発見されていることが分かる。2年連続して居所不明であると報告された可能性があるのは、平成4年の7歳男

児と9歳男児、平成6年の7歳男児、平成8年の8歳女児である。だが、このいずれも3年目の5月1日までに発見されている。つまり、1年以上にわたって居所が不明になったとしても、長野県の事例では数年内に、発見されているのである。

(3) 滋賀県（表5）

滋賀県の事例では、平成16年5月1日の段階で1年以上居所不明の7歳女児が、平成20年5月1日になっても居所不明だったが、翌平成21年5月1日までに発見された可能性がある。もちろん、平成16年の7歳女児と、平成17年の8歳女児、あるいはそれ以降の年と年齢の女児として報告されている人物が、別人である可能性もある。同様の可能性は、平成20年の7歳女児2名と8歳男児1名にも当てはまる。平成16年の7歳男児、平成17年の7歳女児と12歳女児、平成18年の1歳男児と女児2名などは、翌年5月1日までに発見されたようである。

1年以上居所不明の小・中学生の数について

表5 学校基本調査（滋賀）：1年以上居所不明の子どもの人数 (人)

	男児										女児									
	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	合計	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	合計
平成21年		1		1						2	平成21年			2						2
平成20年			1							1	平成20年			2				1		3
平成19年											平成19年			1			1			2
平成18年		1								1	平成18年			2		1				3
平成17年											平成17年			1	1				1	3
平成16年		1								1	平成16年			1						1

表6 学校基本調査（福島）：1年以上居所不明の子どもの人数 (人)

	男児										女児									
	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	合計	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	合計
平成21年											平成21年									
平成20年											平成20年									
平成19年											平成19年									
平成18年											平成18年									
平成17年											平成17年									
平成16年											平成16年									
平成15年											平成15年								1	1
平成14年			1	1	1					3	平成14年			2						2
平成13年		1	1	1				1	1	5	平成13年			2						2
平成12年		1	1			1	1			4	平成12年									

表7 学校基本調査（高知）：1年以上居所不明の子どもの人数 (人)

	男児										女児									
	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	合計	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	合計
平成21年								1		1	平成21年					1				1
平成20年							1			1	平成20年					1				1
平成19年					1					1	平成19年			1						1
平成18年				1						1	平成18年			1						1
平成17年			1							1	平成17年		1							1
平成16年			1							1	平成16年									
平成15年		1								1	平成15年									
平成14年											平成14年									
平成13年											平成13年									
平成12年											平成12年									

(4) 福島県（表6）

福島県の事例では、平成15年まで、居場所が不明な子どもが存在した可能性を指摘できるものの、平成16年から平成21年まで、該当する子どもが報告されていない。このように、複数年にわたって、1年以上の居所不明児がいない県もある。

(5) 高知県（表7）

これまでの事例では、ほとんどの子どもが、数年内に所在を確認できていることが伺え

た。しかし、この高知県の事例では、平成15年の7歳男児と平成17年の7歳女児について、同じ子どもの所在が現在に至るまで確認できていない可能性がある。もちろん、この男児や女児がそれぞれ同一人物ではない可能性もある。

2) 市町村別の統計

市町村別の統計を公表しているのは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、兵庫県、島根県、熊本県、沖縄県であった。

1年以上居所不明の小・中学生の数について

表8 学校基本調査（沖縄）：1年以上居所不明の子どもの人数の市町村別内訳 (人)

	平成21年		平成20年		平成19年		平成18年		平成17年		平成16年		平成15年		平成14年		平成13年	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
宜野湾市	2	3					11	11	10	10	6	7	2	1	2	2	6	13
浦添市							3											
名護市	1													1				
沖縄市													1					
豊見城市													1					
南城市																		
知念村	※	※																
金武町	1	1											1					
伊江村																		
読谷村																		
嘉手納町													2		1	1	1	
西原町													1			1	1	

表9 学校基本調査（神奈川）：1年以上居所不明の子どもの人数の市町村別内訳 (人)

	平成21年	平成20年	平成19年	平成18年	平成17年	平成16年	平成15年	平成14年	平成13年	平成12年
川崎市										1
横須賀市		8	5	3	4	7	5	3	2	2
平塚市				14						
小田原市		1	1							
逗子市								1		
相模原市	31	38	41	77	74	54	25	12	10	14
厚木市					2	3	2	2		
大和市						1	1			
南足柄市								1	1	2
湯河原町						4				

(1) 沖縄県（表8）

沖縄県の統計で、平成13年以降に該当する子どもが存在するのは、表14に挙げている市町村のみである。以下で挙げる都県についても、該当する子どもに関する報告のない市区町村については、表には入れないこととする。沖縄県について、平成20年と19年の数字がインターネット上に公表されていない。なお、玉城村、知念村、佐敷町、大里村は平成18年1月1日に合併して南城市となっている。南城市的発足前と合併後の知念村は、※印で示している。

沖縄県で特徴的なことは、宜野湾市に集中している点である。なぜ、宜野湾市なのだろうか。普天間基地を抱える宜野湾市であるだけに、在日米軍基地との関連が考えられるが、それでは同様に規模の大きな基地がある嘉手納町、金武町などの該当する子どもの数の少なさ、あるいは北谷町での報告がないことを説明できない。

(2) 神奈川県（表9）

神奈川県の市町村別の統計では、男女の区別が明示されていない。平成12年以降に該当する子どもが存在するのは、表9に挙げている市町のみである。なお、平成18年3月20日に津久井町、相模湖町が、また平成19年3月11日に城山町、藤野町が相模原市に編入している。

神奈川県では、相模原市に該当する子どもの数が突出している。横須賀市も継続的に数字が挙がっていたが、平成21年には0人となった。厚木市は平成14年から17年まで2~3人の子どもが報告されている。加えて、平成18年の平塚市の14人が目を引く。

神奈川県にある規模の大きな米軍基地を抱える自治体は、横須賀海軍施設のある横須賀市、キャンプ座間のある相模原市と座間市、厚木海軍飛行場のある綾瀬市、大和市、海老名市が想起される。

1年以上居所不明の小・中学生の数について

表10 学校基本調査（東京）：1年以上居所不明の子どもの人数の市町村別内訳

(人)

	平成21年	平成20年	平成19年	平成18年	平成17年	平成16年	平成15年	平成14年	平成13年	平成12年	平成11年
中央 区											1
文 京 区											1
江 東 区	1	4		1	1						
目 黒 区					1	1					
大 田 区				5	3	2	1				
中 野 区	1	1	3	2							
杉 並 区	1	2	2	3							
荒 川 区	2										
板 橋 区	4	3	5				4	7	6	5	5
足 立 区											1
江 戸 川 区	19	19	6	1	2						
八 王 子 市											2
三 鷹 市			1	8							
府 中 市			4	4	5	4	6	4	6	7	4
昭 島 市	2	2	2	3	6				2	1	1
調 布 市						2	2	2			
町 田 市				1							
日 野 市									3	3	
東 村 山 市							3				
福 生 市	1		3	5	6	12	11	8	10	8	16
東 久 留 米 市	2										
多 摆 市				1	1		1	1			1
瑞 穂 町			1	1				1			

表11 学校基本調査（埼玉）：1年以上居所不明の子どもの人数の市町村別内訳

(人)

	平成21年		平成20年		平成19年		平成18年		平成17年		平成16年		平成15年		平成14年	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
さいたま市	9	10	10	9	9	6	11	3	9	7	6	6	7	5	7	4
熊 谷 市					1			1								
大 里 町	※	※	※	※	※	※	※	※					1	1		
川 口 市			2	3	6	6				1	3	3	2	1		
飯 能 市														1		
加 須 市														1		
東 松 山 市					1											
春 日 郡 市									1							
深 谷 市												1	1			
上 尾 市	1	1							1							
鳩 ケ 谷 市																

(3) 東京都（表10）

東京都の市町村別の統計でも、男女の区別が明示されていない。統計を確認することのできた平成11年以降では、板橋区、府中市、昭島市、福生市などで該当する子どもの存在を確認できる。加えて、平成20年と21年に19人を数える江戸川区も注意を惹く。

なお、東京にある規模の大きい米軍基地としては、福生市、瑞穂町、武蔵村山市、羽村市、

立川市、昭島市にまたがる、横田基地がある。表中でも、福生市や瑞穂町、昭島市の数字を確認できる。しかし、米軍基地とはさほど関係のないと思われる市区でも該当する子どもがいることも、事実である。

(4) 埼玉県（表11）

埼玉県内でも、該当する子どもがいる市や町がいくつかある。特に、さいたま市と川口市に

1年以上居所不明の小・中学生の数について

表12 学校基本調査（兵庫）：1年以上居所不明の子どもの人数の市町村別内訳 (人)

	平成21年	平成20年	平成19年	平成18年	平成17年	平成16年	平成15年	平成14年
神戸市				2		1	2	4
尼崎市	3	1	2	2	1			
宝塚市							1	1
川西市	2	1	2	2	1	1	1	
明石市							1	
高砂市			1	1	1			
多可町		3	3					
淡路市			1	1	1	※	※	※
一宮町	※	※	※	※	※	1	1	1

集中していることが確認できる。なお、平成17年10月1日に大里町が熊谷市と合併しているため、町として存在していない期間は※印を記入している。

(5) 兵庫県（表12）

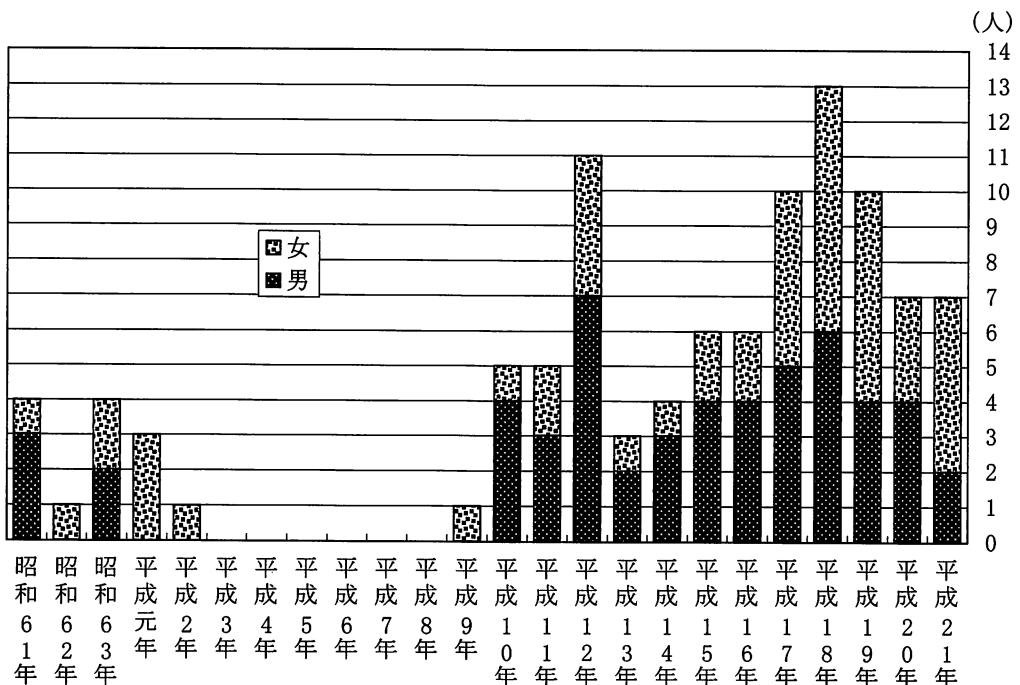
これまで見てきた都県とは違い、兵庫県の場合は、特定の市や町への偏りはなさそうである。なお、平成17年4月1日に津名町、淡路町、北淡町、一宮町、東浦町が合併して、淡路市が誕生している。

3) 20年程度の統計の検討

続いて、平成21年から20年程度を遡って統計の推移を検討する。これだけ長期間のデータをホームページ上で公表しているのは、群馬県、神奈川県、広島県、佐賀県である。

(1) 群馬県（図1）

群馬県の統計では、昭和61年まで遡ることができる。平成3年から平成8年までは該当する子どもがいなかった。その後、平成12年と平成18年にそれぞれ11名、13名の子どもが1年以上の居所不明児として報告されている。平成12年は前後の年と較べて突出しており、平成18年は



1年以上居所不明の小・中学生の数について

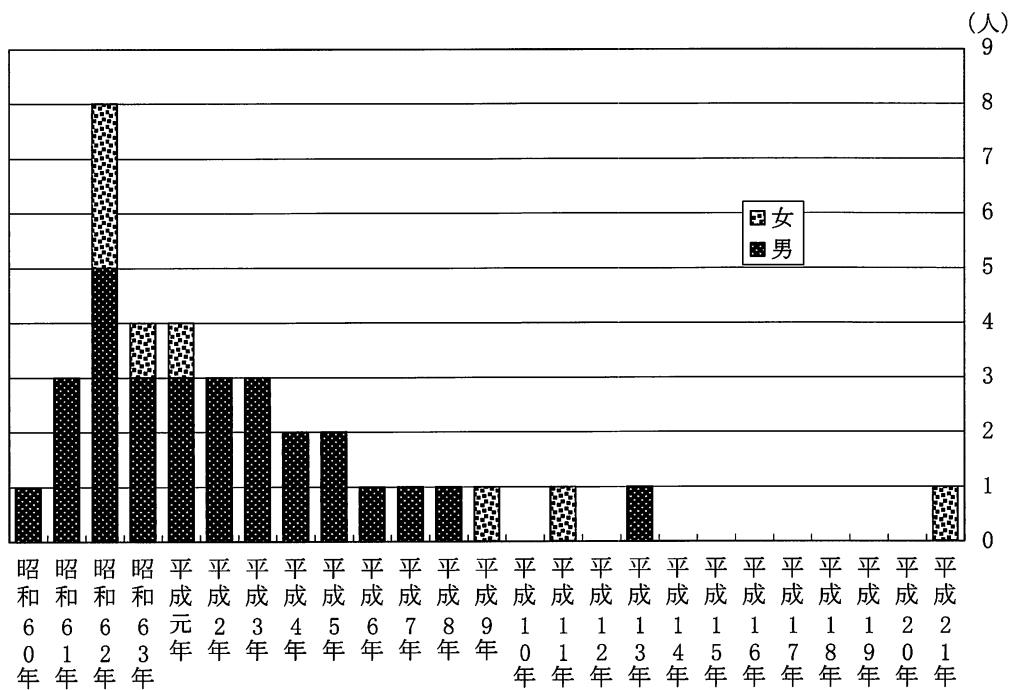


図2 学校基本調査（広島）：1年以上居所不明の子どもの人数の年次推移

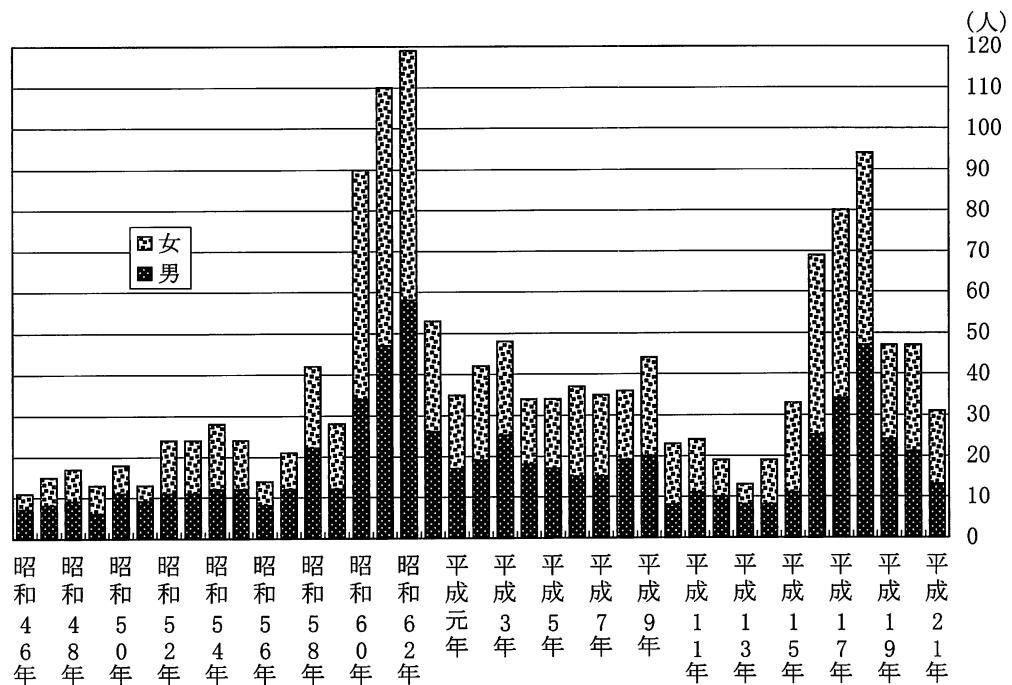


図3 学校基本調査（神奈川）：1年以上居所不明の子どもの人数の年次推移

前後数年間のピークを形成している。

(2) 広島県 (図2)

興味深いことに、昭和60年まで遡ることがで

きる広島県は、昭和62年に前後数年間のピークを迎える。その後、平成にはいると減少し、平成10年以降は1人いるかいないかである。特に平成14年から平成20年までは該当する子どもが報

告されていない。

(3) 神奈川県（図3）

平成18年を山とする群馬県と、昭和62年を山とする広島県の、両方の特徴を併せ持つのが、神奈川県である。神奈川県については昭和46年まで遡ることができる。昭和60年代に入り急激に人数が増加し、昭和62年には119人の子どもが1年以上、居所不明となっている。その後、平成13年の13人を谷として、平成18年には再び94人という山を形成している。平成21年には、31人まで減少している。

6.まとめ

本稿では、1年以上にわたって居場所を確認できない小学生や中学生の数を検討した。まず、該当する子どもが毎年350名前後存在すること、その人数が特定の都道府県や市町に偏っていることを明らかになると同時に、今後の課題が明確になった。

第一に、該当する子どもに関する情報が、単年度限りのものであるために追跡調査をすることが困難である現状を、いかに克服するかである。ある年の7歳男児と翌年の8歳男児が同一人物かどうかは、学校や教育委員会では把握しているはずである。そこで、継続的に居所が不明なのかどうかを明確にした統計の公表が望まれる。さらに居所が不明な子どもについて、福祉行政や警察と連携を取り、情報を共有することが必要である。

第二に、本稿に該当する子どもが発見された事例を蓄積することである。第一の課題と通底するところもあるが、子どもの居所が不明になった状況、居所が不明の子どもを捜す方法、居所を把握できた事情など、多くの事例を蓄積することで、現在、行方の分からない子どもを捜す手がかりとなることが期待できる。

第三に、沖縄県宜野湾市、神奈川県相模原市や横須賀市、東京都福生市や昭島市など、在日米軍基地を抱えるいくつかの市町村において、

該当する子どもの数が比較的多いという事実についての検討である。在日米軍基地と、何らかのかかわりがあるのか、それとも偶然のことなのか、検討する必要があるだろう。

第四に、経年変化の背景に関する検討である。群馬県や佐賀県のように、平成1桁年代には該当する子どもの数が少なかったものの、平成10年頃から増加し始め、平成18年前後にピークを迎える県がある一方で、広島県のように昭和62年にピークを迎えてその後は減少し、平成10年代にはほとんど報告されなくなった県がある。これら両方のピークを示す神奈川県の事例も紹介した。これらの背景を検討しなければならない。そのためにはまず、各都道府県の統計を過去20年以上にわたって収集することが必要となる。

- 1) 「不明の児童97人」毎日新聞2010年8月30日付朝刊25頁。「『消えた子ども』355人」毎日新聞2010年9月21日付朝刊25頁。
- 2) NHKの番組「福祉ネットワーク」(2010年11月22日放送)において、「消えた子ども－大阪・二児虐待死事件を追うー」として報道された。
- 3) 昭和42年10月文部省初等中等教育局長通知「住民基本台帳法の制定に伴う学校教育法施行令および学校教育法施行規則の一部改正について（学齢簿の編成、記載事項関係）」
- 4) 文部科学省「学校基本調査－調査の概要」(2010年11月5日アクセス)〈http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/gaiyou/chousa/1267968.htm〉。
- 5) 文部科学省『平成22年度 学校基本調査の手引き—学校調査—卒業後の状況調査—（学校用）小学校・中学校』11-12頁。
- 6) 「政府統計の総合窓口 学校基本調査」(2010年11月29日アクセス)〈<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001011528>〉。
- 7) 本来は表中において、「-」など該当する子どもがいないことを示すべきであろうが、煩雑さを避けるため、空白とする。以下、同じである。